

自治体あいの仲間

発行所 自治労連愛知県本部 名古屋市北区柳原三丁目7番8号
URL <http://www.jaichi.jp>
Eメール info@jaichi.jp

2018.2.10
No. 1173

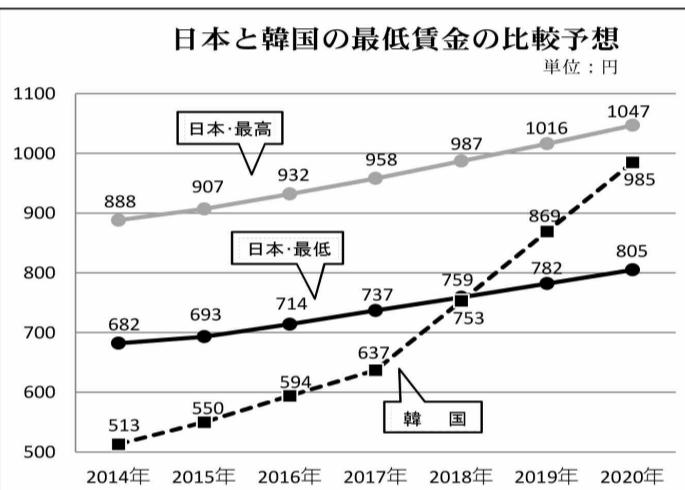
発行責任者 林 達也 定価10円
組合員の購読料は組合費の中に含まれています

原発ゼロNAGOYA ACTION
日時 3月11日(日)12:00~
場所 名古屋市内第2号栄公園

1月30日のスタート集会では、自治労連愛知県本部書記次長・平野正一氏が講演。自身の体験も踏まえ愛知県の最低賃金額の変遷や日本以外の先進諸国との比較しながら、現在の最低賃金がいかに低水準であるかを説明しました。

「最低賃金の運動は正規も非正規も関係ない。また地域ごとに異なるはずもなく、全国どこでも約1300円は必要です」と最賃体験の意義を

現行最低賃金の「生活体験」が2月1日から始まりました。期間は2月の1か月。生活体験の目的は、最低賃金がいかに低いかを告発し、最低賃金引き上げをめざすものです。



(注)日本は毎年3%ずつ引き上げたものとして計算(17年10月3日現在のレート)韓国は2020年に10,000ウォンへ(大統領公約)

「賃上げ」主張するが、過労死促進・残業代ゼロ法案成立を強調

2018年日本経団連「経労委報告」

日本経団連は1月16日、18春闘に向けて「2018年版経労委報告」を公表しました。賃上げについては社会的な要請を受け、「賃上げのモメンタム(勢い)の一層の強化に努める」としながら、連合の「2%」要求については「ハードルが高い」などと拒否しています。

果たしてどの程度の賃上げとなるかは文字どおり労働者・労働組合の方改革と労働生産性のささらに「報告」は、「働き

時間額の引き上げとともに、重要な課題はもに、一刻も早い最低賃金法の改正が必要です。これは日本だけです。

時間額の引き上げとともに、重要な課題はもに、一刻も早い最低賃金法の改正が必要です。これは日本だけです。

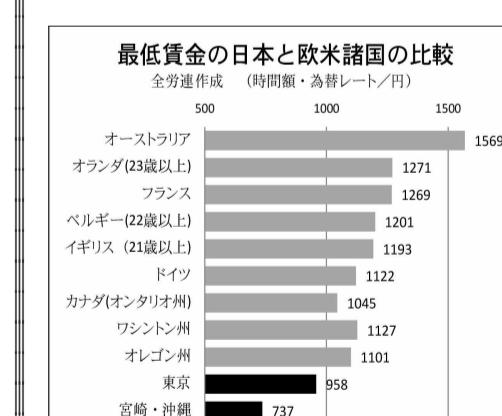
通常国会提出予定の「働き方一括法案」のねらいとその危険性を学び、労働法制の規制緩和に反対する大きな運動と世論を早急に高めることです。

「報告」は、内部留保(ため込み)に対する批判の高まりのなかで「利益のないよう」などと、賃上げ要請に応えるかのよう

訴えました。愛労連から、今回の生活体験について「現状の最低賃金では、自立して暮らすためには、検証もなく最低賃金額を決定している労働局や愛知地方最低賃金審議会に、みなさんの体験結果を提出し、最賃の大幅引き上げが必要である根拠を示したい」とその目的を説明しました。

また、「今回から体験者などでLINEグループを作り、感想や出来事を交流する場を設け、特徴的なことなどは愛労連のFacebookやTwitterなど、SNS

をしていますが、切り詰めても設定額を超えてしまいます。今回は設定額内外に現行最賃では、健康で文



国際比較でみると、いかに日本の最低賃金が低く、格差が大きいかがわかります。「ただちに1000円、当面1500円」という要求は、極めて正当な要求なのです

生活体験スタート

平野書記次長の講演後、グループごとに討論する参加者

= 1月 30 日



最低賃金



土岐旭宏さん

実態を知らせ、発信しよう

で外へ発信しよう」と強調しました。署名については、これまでにない規模で取り組もうと呼びかけました。

講演・問題提起のあと、グループに分かれて討議。最低賃金引き上げの運動を広げるためには自分自身が体験してその意義を伝えていかなければと思ひます。今回多くの若い保育士の仲間が参加しますので交渉し支え合いながら最後までやり遂げたいです」(福祉保育労の仲間)などの発言がありました。

スタート集会に参加した春日井市職労・土岐旭宏さんは次のように決意を語りました。

「過去2回、生活体験を語りました。スタート集会に参加した春日井市職労・土岐旭宏さんは次のように決意を語りました。

「過去2回、生活体験を語りました。スタート集会に参加した春日井市職労・土岐旭宏さんは次のように決意を語りました。

世界に遅れる日本の最低賃金

化的な生活が送れないことや体験を通して感じたこと、発見したことなどを広げて、この運動を繋げていきたい。

国际的に最低賃金をみると、最も高いのはオーストラリアで1569円。アメリカの各州の最低賃金を含め、1000円以上が当たり前になっています。

しかし日本は、最も高い東京でさえ、17年現在で958円、1000円に達していません。3%ずつ引き上げて東京で1000円を超えるのは来年の2019年です。日本のDランク水準の最低賃金は韓国にも追い越されます(上図参照)。なぜ、こんなに日本の最低賃金は低いのでしょうか。一つには企業が払えるかどうかという「支払い能力論」という決定要素があります。これは日本だけです。

時間額の引き上げとともに、重要な課題はもに、一刻も早い最低賃金法の改正が必要です。

通常国会提出予定の「働き方一括法案」のねらいとその危険性を学び、労働法制の規制緩和に反対する大きな運動と世論を早急に高めることです。

「報告」は、内部留保(ため込み)に対する批判の高まりのなかで「利益のないよう」などと、賃上げ要請に応えるかのよう

なポーズを取っています。

が、実態はさらに富の収奪の仕組みを強める宣言となっています。

